

聖籠町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第7号

聖籠町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成8年聖籠町規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中

「

- 45 省エネルギービジョン検討委員会委員
- 46 食育推進計画策定委員会委員
- 47 聖籠町生涯学習推進計画審議会委員
- 48 入札監視委員会委員
- 49 自立支援協議会委員
- 50 子ども条例検討委員会委員
- 51 補助金等評価調査委員会委員
- 52 水道事業審議会委員
- 53 国際交流検討委員会委員
- 54 子ども・子育て会議委員
- 55 企業立地促進検討委員会委員
- 56 障害福祉計画策定委員

」

を

「

- 45 聖籠町生涯学習推進計画審議会委員
- 46 入札監視委員会委員
- 47 自立支援協議会委員
- 48 補助金等評価調査委員会委員

- 49 水道事業審議会委員
- 50 子ども・子育て会議委員
- 51 企業立地促進検討委員会委員
- 52 障害福祉計画策定委員

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。